

和泊町議会基本条例

和泊町議会

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 執行機関と議会の関係（第5条―第8条）

第5章 自由討議の拡大（第9条）

第6章 議会改革の推進（第10条・第11条）

第7章 議会・議会事務局の体制整備（第12条―第16条）

第8章 議会の危機管理体制の整備（第17条―第19条）

第9章 議員の身分・待遇・政治倫理（第20条―第22条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第23条―第25条）

附則

和泊町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される和泊町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた和泊町長（以下「町長」という。）とともに、和泊町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、和泊町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、監視、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。

我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）の規定を遵守するとともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例の規定を遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある議会を築こうとするものである。

このような議会の責務を果たすとともに、議会の在り方を実現するために本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民の代表機関である議会の運営に関する基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、町政の情報公開と町民参加を基本にした、和泊町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために活動する。

3 議長は、別に定める和泊町議会傍聴規則（昭和62年和泊町議会規則第2号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、たゆまぬ自己研鑽によって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加、町民との連携及び議会報告会の開催)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化し、政策提案の拡大を図るため、町民等との意見交換の場を多様に設けるものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

6 議会は、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図り、町民福祉の向上に資するものとする。

第4章 執行機関と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合振興計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 和泊町総合振興計画の策定，変更又は廃止等に関すること。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、本会議，常任委員会，特別委員会等において，議員提出議

案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第10条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置し、構成員は議会運営委員が併任する。

(交流及び連携の推進)

第11条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び意見交換会の開催)

第12条 議会は、社会・経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、法律により活動が規定されている常任委員会、特別委員会等の制約を超えて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、必要に応じて、町民との意見交換会を開催するものとする。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能等を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議会の危機管理体制の整備

(災害時の議会の役割)

第17条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合においては、生活基盤の整備、町民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害等からの復興に向け、積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

(災害時の対応)

第18条 議員は、災害が発生したときは、町民の生命及び財産を災害から守るため、町民とともに地域の防災活動及び減災活動に努め、町民及び地域の状況を的確に把握する。

2 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

(災害対策委員会の設置)

第19条 大規模災害が発生、又は大規模災害が発生する恐れがある場合には、議長は速やかに災害対策委員会を設置する。

2 災害対策委員会は、和泊町災害対策本部との連携及び情報の共有に努め、一元的な情報提供及び提言を行うものとする。

第9章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の

地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。